

富士吉田市告示第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により山梨県知事から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年3月31日

富士吉田市長 堀内 茂

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道
- 2 縦覧場所  
富士吉田市下吉田6丁目1番1号  
富士吉田市役所 東庁舎3階 上下水道工務課